

平成24年

第1回市議会定例会 議案第46号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「使用料および」を削り、「使用料については別表第1、手数料については別表第2」を「別表第1」に改める。

第3条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中

旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7,400円
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件	7,200円

を

旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7,400円
--	-------------------------	-----	--------

に、

狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件	340円	を
------------------------------------	-----------------	-----	------	---

狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件	340円	に、
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取り	犬または猫の引取り手数料	1 頭	2,100円	
		10頭までごとに	2,100円	
		1 匹	2,100円	
		10匹までごとに	2,100円	

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	1 件	2,850円	を
健康診断書の交付	健康診断書交付手数料	1 件	1,000円	

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	1 件	2,850円	に
---	---------------	-----	--------	---

改め、同表を別表第1とする。

別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中

狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件	340円	を
------------------------------------	-----------------	-----	------	---

狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件	340円	に
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取り	犬または猫の引取り手数料	1 頭	2,100円	
		10頭までごとに	2,100円	
		1 匹	2,100円	
		10匹までごとに	2,100円	

改める部分は、平成24年7月1日から施行する。

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく犬または猫の引取りの事務について手数料を徴収することとし、および機構改革に伴う規定の整備等をするため